

雪にそなえて

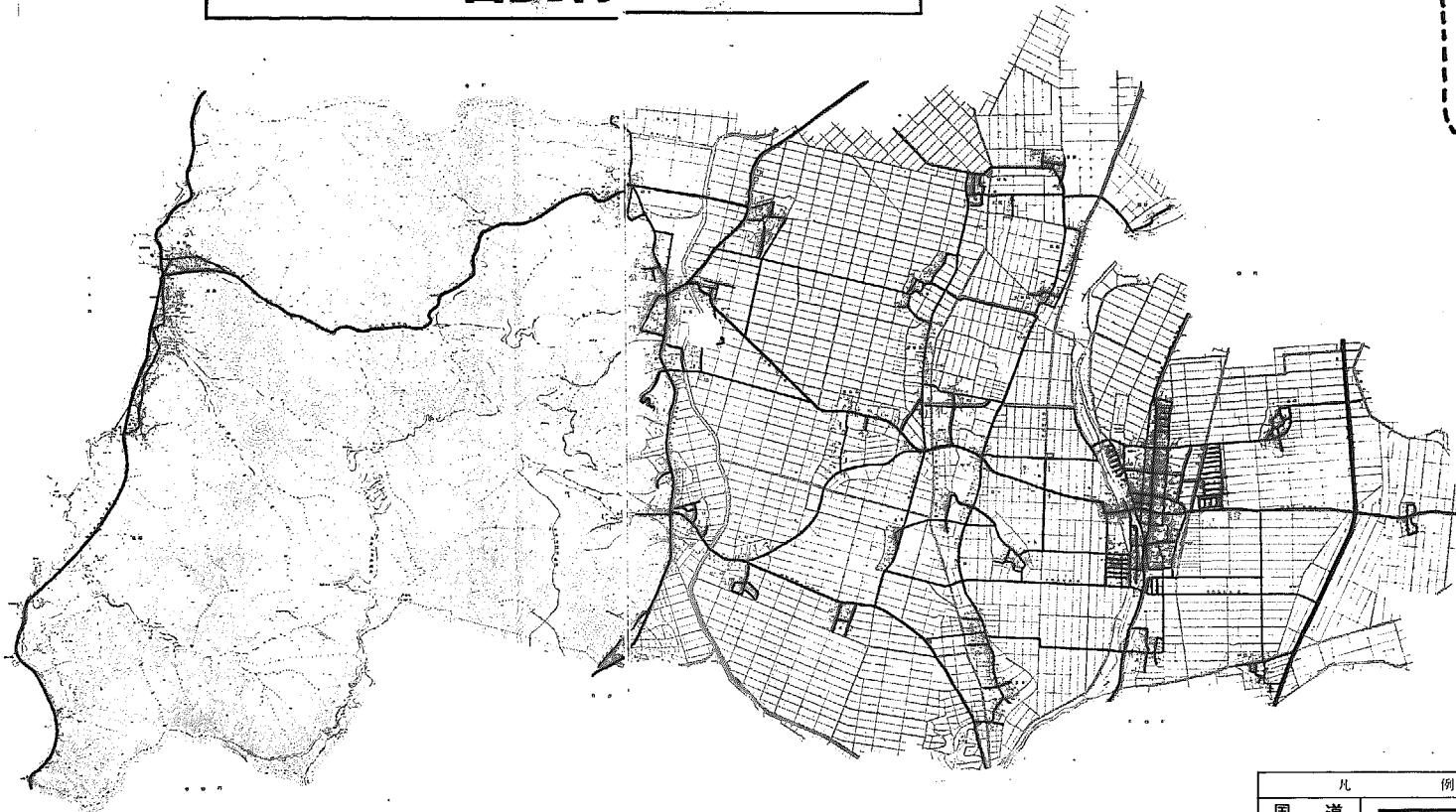
道路除雪計画決る

準備は万全

本格的な冬の訪れを前にして、いよいよ雪の対策に迫れる時期になりました。村では村民の足の確保に万全を期すため除雪には精力的に取り組むこととしています。村道の改良整備が進み、昭和五十三年度の除雪総延長が四十二キロメートルだったのに対して、本年度は実に六十五キロメートルにも及びます。――除雪車の入れる村道は全て除雪する――という方針でありますが……。村のこのような意気込みも村民みなさんの協力なしでは進めることができません。すでに除雪車の整備も終え、いつでも出動できる体制にあります。"いざ雪"となったら、次のことをしっかり守っていただき効率よく除雪ができるようご協力をお願いいたします。

凡	例
国	道
県	道
豪	雪
平	常
平	常
外	常

### 昭和55年度 岩室村 除雪路線図



小作料統制は昭和五十五年九月三十日、期限が切れ廃止になりました。昭和四十五年に農地法の一部改正が行われ、同年十月一日以降契約された賃貸借については貸し手、借り手の自由な話し合いによって小作料の額を決められるようになっていきます。

**お知らせ**  
「小作料統制が廃止」  
農業委員会

なっていました。その十年間の期限が今年九月三十日にあたります。この日をもって小作料統制は法律上完全に失効したことになります。このことにより、解約をする場合は農業委員会を経由して、解約の許可を受けなければなりません。また、当事者双方が解約することに合意が成立した場合は、農業委員会へその旨を通知すればよいこととなります。そこで今年の小作料の額については、一般

に農地の利用関係は年単位として行われるので、その小作料に作付けされる主作物の作付け前に額が決められ、収穫後に支払う旨の契約が通常であることから、昭和五十五年分の小作料については、従来の額によるものとします。昭和五十六年から改正するよう国(農林水産省)では指導していません。また、昭和五十六年以降の小作料を決める場合には岩室村農業委員会が別に定める標準小作料の額を目安として貸借人、賃借人双方の話し合いによって決定してください。このほか、詳しいことは農業委員会事務局へお問い合わせください。



### ◎ 年末の役場窓口

(戸籍関係)

29日(月)30日(火)は、午前中業務を行います。

### ◎ 公民館の休館

公民館を12月29日～1月3日まで休館させていただきます。

○ 村民体育館で時計の忘れ物があります。お心あたりの方は役場総務課へ

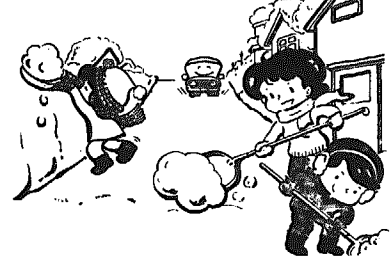
### 除雪の基準

- 第1種(警戒豪雪除雪) 2車線幅員確保を原則として常時交通を確保する。 15路線 延長 21.1km
- 第2種(平常除雪) 2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線で待避所を設ける。 25路線 延長 18.1km
- 第3種(平常外除雪) 1車線幅員で必要な待避所を設ける。状況によっては、一時交通不能となることもある。 123路線 延長 26.0km

### 除排雪に協力し、

道路を広く安全に利用しよう。

★地域のみんなが協力して歩道や家のまわりの道路の除排雪に努めることも、冬の交通事故防止上大切なことです。



- ▽ 冬期間の路上駐車は絶対にしない。道路に一台でも車があるとそこから先の除雪ができません。昼夜を問わず路上駐車はやめてください。
- ▽ 除雪した道路には雪を捨てないで。除雪機械には近寄らないで。除雪機械に近寄ると大変危険です。特に子どもさんなどはめずらしさも手つだつてみたがるものです。絶対に近寄らせないようにおねがいします。
- ▽ そのほかのお願いです。
  - 宅内の樹木や器物が路上に出ていると除雪の障害となりますので今から処理しておいてください。
  - 除雪車が押しこむ危険のある場所は、角材などで防護処置をしておいてください。
  - 雪の下になるとわからなくなる消火栓などはいつでもハッキリわかるようにしておいてください。
  - 除雪作業で各戸の出入口をふさいだときは、ご迷惑でも各戸で処理をお願いします。
  - 除雪作業は早朝から夜間にかけての作業になりますので作業に対する騒音についてご迷惑をおかけすると思いますがご理解のうえご協力をお願いします。

これだけは守ってください